

2026年3月

医療関係者 各位



## 薬価基準収載医薬品コード変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年3月5日付厚生労働省告示第72号により、下記製品の薬価基準収載方式が統一名収載から銘柄別収載に変更となります。薬価基準収載方式の変更に伴い、2026年4月1日より薬価基準収載医薬品コードが変更となりますのでご案内申し上げます。

今後とも弊社製品をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

### ● 統一名収載から銘柄別収載に変更となる製品\*

統一名収載 (2026年3月まで)	製品名 (銘柄別収載) (2026年4月以降)	薬価基準収載医薬品コード	
		変更前 (2026年3月まで)	変更後 (2026年4月以降)
カルテオロール塩酸塩 2%1mL 点眼液	カルテオロール塩酸塩 点眼液 2%「ニットー」	1319701Q2010	1319701Q2125
レボフロキサシン 0.5%1mL 点眼液	レボフロキサシン点眼液 0.5%「ニットー」	1319742Q1012	1319742Q1284

※YJコード・レセプト電算処理システムコード等の変更はございません。

以上

お問い合わせ先：営業業務課 TEL：03-3523-0347  
受付時間：9時～17時（土、日、祝日、当社休日を除く）